

ただいまの公明党議員団を代表して、
坂口 勝也（さかぐち かつや）議員からのご質問に、
順次、お答えをさせていただきます。

1 (1) (2)

はじめに、今後の区政執行の基本方針について順次お答えします。

まず、「みんなで創る。北区新時代」とこれからの区政改革についてお答えします。

今回の区長選挙では、多くの区民の皆さまに「北区を前に進めてほしい」「もっと北区を良くしてほしい」と本当に多くの声をいただき、この重責を担わせていただくことになりました。

「みんなが豊かさを感じる」「全ての区民が輝く」区政を実現するためには、私自身が現場に足を運び、自分の目で確かめる「現場主義」と、区民の声を直接聞きながら意見を交わす「双方向主義」で得た区民の想いを捉え、職員と共有し、区の政策に反映してまいります。さらに公民連携や都・国との連携を強化し、区の可能性を広げま

す。

そのためには、社会情勢の変化が激しい現在において、区役所のこれまでの時間的感覚や金銭的感覚、慣例などスピード感をもって変革することが必要です。失敗を恐れず何事にもチャレンジする精神をもって、「真に区民のための北区」、「みんなで創る。北区新時代」を築き上げてまいります。

1 (3)

次に、人材育成について、お答えいたします。

私は、区民のための区政を前へと進めるため、スピード感をもって区役所の改革を行います。それには、職員のさらなる意識改革、資質向上が不可欠であることから、民間の高度専門人材や外部人材の登用、東京都や国との人事交流を図り、外部人材の登用と区職員派遣など積極的に人材育成を行ってまいりたいと考えています。

加えて、「北区人材育成基本方針」については、職員が、区民のための区役所への意識を高め、かつ、生きがいや誇りを感じる仕組みづくり・研修が必要と認識し、改定

に着手します。

予算編成においては、予算枠配分方式など、職員がより主体的に考え、かつ効率的な仕組みを検討いたします。

いずれも、職員のモチベーション向上や生産性向上による行政改革を促すことで、区民サービス向上へ繋げてまいります。

1 (4) (5)

次に、150の政策についてです。

公約の実現に向けた決意をお示しするため、本定例会において、公私立幼稚園の給食費無償化や、「こどもなんでも窓口」の創設など、できるものからスピード感をもって取り組みを開始いたしました。

これらの150の政策は、多くの区民の皆さまの思いや声を積み上げた政策であり、「真に区民のための北区」となるために、4年で実現させるものや、長期的スパンで取り組むものへの確実な着手など、全身全霊で取り組んでまいります。

なお、150の政策のほか、福祉施策の充実や、人口減

少、少子化・高齢化、多文化共生、施設の需要更新、災害・環境問題などの北区の諸課題への対応については、今年度策定を予定している基本計画や経営改革プランの中で、具体的な方策について検討してまいります。

1 (6)

次に、組織体制についてです。

効果的な行政運営のためには、複合的な視点で考え、判断できる組織体制が必要であると考えています。

そのために、内外の連携や、政策立案に向けた企画、調整など区政全般にかかる組織体制の強化に着手いたします。具体的には、公民連携に関することや、庁内横断的な課題に関する連携を推進するために「しごと連携担当室」を新設します。

また、渉外交渉や政策に関する情報収集・連絡などを強化するために「区長室」を新設します。

現在は、政策経営部の企画課が区政の総合的な企画、調整を行っておりますが、今後は、この新たな2つの部署を加え、相互に連携することで多角的な視点から、区

民のためのよりよい政策を考える組織体制を実現し、「真に区民のための北区」へと変革するための第一歩としていきます。

2 (1) (2) (3) (4) (5) (6)

次に、物価高騰対策及び区民生活支援について、順次お答えいたします。

物価高騰による区民生活への影響、また区議会の要望等を踏まえ、区の状況に応じた対応を随時検討し、低所得者対策としての独自給付や自転車用ヘルメット購入補助のほか、福祉施設等への光熱費等の負担軽減を図ることといたしました。

次に、キャッシュレス決済によるポイント還元事業については、区内の消費が喚起され、地域経済の活性化に寄与すると考えますが、事業実施にあたっては、費用対効果等の検証が必要だと考えています。現段階において、東京都から補助制度にかんする情報はなく、財源確保が困難であることから、ポイント還元事業の実施は予定しておりませんが、今後も国や東京都の動向を注視しながら

ら、物価高騰対策を検討してまいります。

次に、多子世帯への区独自支援についてです。多子世帯にかんしては、これまでも幼児教育・保育の無償化の取組みにおいて、支援を行ってまいりました。

しかしながら、長引く物価高騰による多子世帯の経済的な負担は、特に大きいものと認識しており、今後、早急に有効な支援策の実施について、検討を進めてまいります。

次に、アピアランスケア助成制度については、助成額や回数など制度の詳細を検討中であり、年内の実施を目指して準備を進めています。また、実施にあたっては、定期的な相談窓口の開設など、あわせて検討してまいります。

なお、ヘルメット購入費補助にあたっては、購入時に自転車保険への加入や自転車利用のルール・マナーにかんするチラシの配布のほか、口頭での説明を販売店にお願いするなど、周知・普及に取り組んでまいります。

3 (1) ア

次に、誰もが輝ける北区の未来を目指してについて順次お答えします。はじめに、高齢者が安心して住み続けられる北区についてです。

シルバー人材センターでは、令和元年度以降は、コロナ禍の影響もあり会員数、受注額とも減少しています。派遣事業である「いきいき生活援助サービス」についても同様です。このため、新規会員開拓のポスターを郵便局に掲示するとともに、都営バスや都電等での音声案内や動画広告などの広報活動を行っています。

いきがい活動センターは開設以来、就労先の紹介だけではなく、その人らしさを発揮できるオーダーメイドの支援を行っており、利用者数は増加しています。今後は、就労支援コーディネーターを中心に、地域や地元企業等との連携を深め、就労と社会参加につながる仕組みの構築を進めてまいります。高齢者が活躍できるよう、シルバー人材センター、いきがい活動センターと連携し、就労・社会参加支援を行ってまいります。

3 (1) イ、ウ

次に、「通いの場立上げ教室」における自主グループ作り強化の経緯と活動団体数、区の支援についてです。

はじめに「通いの場立上げ教室」における自主グループ作り強化の経緯です。おたっしや教室については、医療専門職・実務者を中心に検討会を開催し、令和5年度より、教室のプログラムをより効果的な内容に変更しています。その際、新たなプログラムによる効果を持続するため、教室終了後も自主グループ活動を継続することを参加条件に加え、名称も「通いの場立ち上げ教室」としたところです。

令和5年3月末時点で教室終了後に立ち上げられた自主グループは151で、活動場所については公共施設を中心にご案内しています。しかし場所の確保は難しい状況にあり、参加人数が減少した自主グループ同士の合流を後押しするなどしています。

次に、認知症支援についてです。

高齢者あんしんセンターでは、認知症の人やその家族

の相談などに応じていますが、高齢化の進展に伴う事務量増へ対応するためには、高齢者あんしんセンターの体制強化が必要と考えており、他区の地域包括支援センターが担う事業や体制も参考としながら、必要な体制の確保に努めてまいります。あわせて、高齢者あんしんセンターの認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターと認知症ケアに携わる医療・介護・福祉等従事者の認知症対応力を向上する研修を充実し、人材育成や関係機関との連携など、体制強化に努めてまいります。

また、総合的な認知症支援策についてですが、認知症基本法の「基本理念」として、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮することや、地域において尊厳を保持しながら、他者と共生することなどが定められています。区の認知症総合施策においても、法の理念を踏まえた総合的な取組を進める必要があると認識しており、
次期 北区地域包括ケア推進計画策定作業の中で、法の理念を反映してまいります。

また、家族支援については、「家族の集いカフェ」や「認知症家族介護教室」において、介護経験者同士の

交流会を実施しており、引き続き認知症本人や家族の意思を尊重した支援のあり方などについて検討してまいります。

3 (1) エ

次に、補聴器購入費用助成についてです。

耳の聴こえの問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因になると言われており、ヒアリングフレイル対策の取り組みが重要と考えています。

今年度は、補聴器購入費用 助成事業の実施に向けたシステム改修や医師会等との調整を進めるとともに、ヒアリングフレイルの啓発のための講演会の開催や、主に高齢者が利用する区の窓口への補助機器の設置を検討しています。

補聴器の購入費助成については、先行区では制度の見直しを進めている区もありますので、こうした動きも参考にさせていただきます。また、補助機器については、ご提案の軟骨伝導技術も含め検討してまいります。

次に、見守りサービスなどについてです。現在、高齢者

あんしんセンターを中心に、町会・自治会、医療機関、介護事業者等の協力による見守りネットワークや、民生委員や声掛けサポーターによる地域の見守り体制の連携強化、徘徊高齢者を対象とするGPS端末サービスも実施しています。既存の事業を展開しながら、有効なサービスについて検討してまいります。

エンディングサポート事業については、高齢者あんしんセンターの家族介護者教室において、看取りや身辺整理など様々なテーマで開催しています。また、北区社会福祉協議会では、老い支度（じたく）講座等を開催しており、必要に応じて弁護士や司法書士による相談窓口に繋げています。引き続き、北区社会福祉協議会と連携し、実施してまいります。

3（1）オ

次に、住宅セーフティネット制度における専用住宅の概要とUR都市機構との協議の進捗についてです。

住宅セーフティネット制度における専用住宅は、住宅確保要配慮者のみが入居できる賃貸住宅になります。

賃貸住宅のオーナーに対しては、月額4万円を上限とした家賃低廉化への補助があるほか、バリアフリーや子育て世帯対応などの改修工事費の一部も補助の対象となります。

一方、入居者については、北区で一定の居住期間を有していることや所得などの要件があります。

また、UR都市機構とは、令和4年3月に国土交通省が、UR賃貸住宅を住宅セーフティネット制度の対象としたことを受け、この間、協議を重ねてきたところです。

現在、区内のUR賃貸住宅に専用住宅を確保していくことについては、お互いが確認しているところですが、場所や戸数、実施方法など、詳細については、協議を継続しているところです。

先日、私からも直接、UR都市機構に申し入れを行ってまいりましたが、引き続き事業の早期実施に向けて、取り組みを進めてまいります。

3 (1) カ

次に、特別養護老人ホームの増設についてです。

特別養護老人ホームは、今後の後期高齢者の増加を見込むと増設は必要と考えており、今後も、基本計画に基づき設置を進めてまいります。

仮称王子みずほの状況は、今年度、建設予定地の地中埋設物の解体・撤去工事を行い、その後のスケジュールは、国と事業者で調整中と聞いています。開設時期は明確になってはいませんが、国からの情報収集や事業者との意思疎通に努め、早期開設を働きかけてまいります。

次に、入所調整についての私の考えです。

特別養護老人ホームの空床率を下げ、待機者を減らす取り組みは150の政策にも掲げ、いち早く実施する考えです。入所までの期間の短縮は、空床率の低下や、高齢者とそのご家族の負担軽減にも繋がることから、年2回の入所調整の回数を増やすほか、手続きの見直しや、体調の急変など早急な入所を必要とする方が、速やかに入所できる体制の構築など、特別養護老人ホーム施設長会と協議してまいります。

3 (2) ア

次に、恒久的な給食費無償化の決断の経緯など について、お答えいたします。

私は「子どもの幸せ NO 1」をきっかけ、こども施策の実現に力を入れ、特に子育て世代の経済的負担を徹底的に軽減することを訴えてまいりました。

その中で先般、国が公表した2022年の出生数が7年連続で減少し、初の80万人割れとなるなど、少子高齢化が加速している日本の現状に危機感を抱いたところです。加えて、現在でも物価高騰による影響が広く家計に及んでいます。

このような状況のなか、国と地方自治体の役割分担を踏まえつつも、北区として一刻も早くさらなる子育て支援の充実が必要であると判断し、区立小・中学校に加えて、幼稚園等を含めた恒久的な給食費無償化を実現し、保護者負担の軽減につなげたいと考えています。

また、都立特別支援学校の保護者からのご要望が区にも届いています。各学校の給食費の状況や支援制度の実態調査を行ったうえで、実施に向けて検討してまいりま

す。

3 (2) イ (ウ)

次に 未来の北区のために のうち、子どものインフルエンザ予防接種について です。

子どものインフルエンザの予防接種は、感染予防効果のみならず、重症化予防も期待でき、副反応が少ないことから、感染症対策と、また、子育て支援の観点からも、接種費用の助成について、引き続き検討してまいります。

3 (2) エ

次に、妊娠から出産まで切れ目のない支援について、お答えします。

本年2月から実施している伴走型相談支援は、各健康支援センターが中心となって、妊娠届出時と新生児訪問時に、面談を行うとともに経済的給付の申請を受け付けています。

このたび、まずは、児童館・子どもセンターを子どもなんでも窓口として、子育て支援の充実に着手したところ

ですが、令和6年4月の（仮称）子ども家庭センター設置に向けては、複数の所管にまたがる事業にしっかりと横ぐしを刺し、妊娠から出産、子育てまで、区民にとって利用しやすく、そして、安心を感じることのできる相談支援体制の整備について、さらに検討を進めてまいります。

3（2）キ

次に、子どもが遊べる場の整備についてです。

子どもたちの健全な発育を支援するうえで、のびのびと体を動かして遊ぶことのできる環境は重要であると考えています。

一方で、公立小・中学校や幼稚園の給食費の恒久的な無償化や、学校の改築など、子ども分野に限ってもさまざまな行財政需要が見込まれています。

今後、行財政改革に力を入れていくこととしておりますが、現時点においては、敷地の確保を含めて新たな施設の建設は難しいと考えています。

また、スケボーパークなどの設置につきましては、敷地の確保等に加え、利用のルール作りや施設規模、近隣住民の理解も課題であると認識しております。

なお、ドッグランの整備につきましては、令和3年に作成した北区公園総合整備構想において、令和6年度から検討を進める事としておりますが、計画を前倒しして、スピード感をもって事業に取り組んでまいります。

3（3）ア

次に、ひきこもり当事者への就労準備や働ける場所を提供している団体への支援についてお答えいたします。

ひきこもりの支援については、ひきこもり支援プラットフォームで協議をしていますが、昨年度より家族会の方にも参加いただいています。今年度は、家族会と相談しながら定期的な居場所づくりに取り組むとともに、当事者やご家族の相談に対応する、ひきこもりピアサポーターの「居場所」への配置も検討しています。また、「東京都ひきこもりサポートネット」では、ピアオンライン相談などを実施していますが、こうした取り組みとの連

携も図ってまいります。

なお、ひきこもり専用窓口の設置、また就労準備や働ける場所を提供している団体などへの支援については、プラットフォームにおいて家族会の方から意見を頂きながら検討を進めてまいります。

3（3）ウ

次に、障害者入所施設整備等の進捗状況についてお答えいたします。

令和3年に開設した重度障害者対象のグループホーム「ららら たきのがわ」は、定員12名に対し47名の応募があり、重度障害者の居住の場の必要性が改めて明らかとなりました。

中でも、障害者の高齢化・重度化に伴い、重度障害者が専門的な支援を受けられる、入所施設整備の要望が高まっていることは、区としても認識しているところです。区内への入所施設整備を求める陳情が全会派一致で採択されたことなどを踏まえ、新たな基本計画の中で計画事業に位置付けるなど、区内初の入所施設整備に向けた本

格的な検討を開始してまいります。

あわせて、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者やその家族の緊急事態にも対応可能な、地域生活支援拠点等の機能を備えたグループホームの整備についての取り組みも進めてまいります。

3 (4) ア (ア) (イ) (ウ)

次に、北区の諸課題について、お答えします。

まず、新たなごみの集積所の確保についてです。

区では、集積所に関するご要望があった場合は、地域に出向き、それぞれの実情に応じた設置方法や改善策を提案するとともに、必要に応じて分散化などの対応を図っております。今後も、地域の状況に応じながら、利用者の皆さまとともに課題解決に向け対応してまいります。

次に、ルール違反への対策についてです。

区では警告シールによる注意喚起や看板の設置、チラシの配布など、きめ細かい対策を継続的に行っています。

ルール違反に対する罰則は考えておりませんが、巡回・指導の強化や、6か国語のチラシを配布するなど、外国

人への働きかけを強めるとともに、地域の課題に応じて集積所掲示板の多言語化など新たな工夫を進めてまいります。

次に戸別収集の全区的な導入についてです。

区では、ごみの減量や分別、資源化の推進に向け、平成6年度に「北区一般廃棄物処理基本計画」を改定する予定です。

そのため、昨年度、「北区資源循環推進審議会」を設置し、ごみ減量化の観点から、戸別収集の地域拡大や、家庭ごみの有料化などを含め、今後、区が取り組むべきリサイクル清掃事業のあり方を検討しており、本年度、答申をいただく予定となっています。

なお、ごみ減量をさらに進めるには、区民や事業者の皆さまの理解と協力が不可欠です。そのため、ごみ処理に関するコストや情報の「見える化」などに取り組むとともに、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけてまいります。

こうした取組みの推進や、審議会からの答申、さらには、令和4年度から11年度にかけて行われる北清掃工場

の建替工事なども踏まえ、区の実情にあった効率的かつ効果的な収集方式のあり方を検討し、新たな計画に反映してまいります。

3（4）イ

次に、タクシー・バスを活用した具体的な避難計画についてです。

昨年度にコミュニティ・タイムライン作成支援事業のモデル地区となった堀船地区において、今年度は高台への移動を想定した訓練について、協定を締結している事業者の協力を得て実施したいと考えています。

こうした訓練での成果も踏まえ、タクシー・バスを活用した移動支援の仕組みの構築に努めてまいります。

併せて、今年度から作成を進めている要介護度が高い方や障害支援区分が高い方などで、支援者がいない方の「個別避難計画」においても、避難支援方針の核となる移動手段について、十分留意して進めてまいります。

4 (1) ア・イ

次に、「書かない窓口」、「行かない窓口」についてです。

まず、「書かない窓口」については、手書きによる書く手間の軽減や待ち時間の短縮など来庁者の負担軽減に寄与するものと認識しています。

今後、採用する方式を選定し、必要な窓口への導入を進めてまいります。

あわせて、これまでも電子申請の拡充等に取り組んできましたが、さらにメニューの充実や利用しやすいシステムへと変更していくことで、最終的には、区民の皆さまの来庁そのものが不要になる、区役所の実現を目指してまいります。

4 (1) ウ

次に、おくやみコーナーなどのワンストップサービスについてです。

ワンストップ窓口は、効率的で利便性が高く、これからのDX時代にふさわしい窓口のあり方ととらえています。

とりわけ、ご遺族にとりましては、故人が亡くなられた悲しみのなかで、役所の窓口で、慣れない、多くの手続きを進めることは、負担が大きいものと思います。

そのため、ご遺族の負担を軽減できるよう、ご遺族に寄り添い、分かりやすく、時間も短縮できる窓口サービスの提供を行うことは重要と考えています。

先行自治体における運用状況、効果、課題を調査したうえで、さまざまな形態の中から、区にふさわしい窓口サービスの方法を見極め、開設に向けて、準備を進めてまいります。

4 (2)

次に、ナッジ理論の活用についてお答えいたします。

ナッジ理論の活用については、他自治体においても実践され、健診の受診率向上や住民からの同意書の返送率向上など様々な事例があり、費用対効果があると認識しています。

区においても、「お役所言葉」を見直し、ナッジ理論を活用することで、より一層、区民の皆さまにわかりやく

伝わり、さらに、生産性の向上や区民サービスの向上に繋がると考えています。

今後、職員への理解を深め、先進自治体の成功事例を参考にしながら、活用を図ってまいります。

4（3）ア・イ

次に、デジタル地域通貨についてです。

私が掲げた150の政策でも「デジタル地域通貨」等の活用について掲げています。

デジタル地域通貨の導入にあたっては、共通商品券商店等各個店での対応など、環境整備のための支援が必要であると考えています。

まずは、制度導入に向けた先行自治体の調査をはじめ、課題の抽出や対応の検討などに着手してまいります。

また、行政・災害情報を伝達する主要駅等へのデジタルサイネージについては、十条駅西口地区市街地再開発事業に合わせて整備する駅前広場に、モデル導入を検討しています。

なお、AIを活用した結婚支援事業については、その

効果も含めて慎重な検討が必要であり、現時点においては導入を考えてはおりません。

4（4）ア

次に、デジタルデバイド対策についてです。

誰一人取り残さないデジタル社会を実現するためには、多様な主体との連携や多角的な取組みが必要であると考えております。

今年度から開催するデジタルデバイド解消のための講座では、アクティブシニアや大学生の活用、受講者同志の交流会など、興味関心を高め、裾野を広げる工夫を行ってまいります。あわせて、介護予防の指定管理施設でのスマホ講座などの取組みも継続してまいります。

また、高齢者に限らず、デジタルデバイドでお困りの区民がいること、全庁で共通認識を持ち、職員一人一人が意識を高め、ご相談があった際には、丁寧に対応してまいります。

引き続き、地域社会全体でデジタル化を進めていくため、さらなる取組みを進めてまいります。

4 (4) イ

次に、Wi-Fi 整備推進についてです。

利用者の利便性向上のため、北とぴあに続き、今年度は、赤羽会館及び滝野川会館へ Wi-Fi 環境を整備し、地域社会全体でのデジタル化に向けた取組みを進めます。

町会・自治会への補助につきましては、地域によって取組みの状況も様々ですので、町会・自治会の意見を伺いながら、効果的な支援の方法について検討してまいります。

今後の Wi-Fi 環境の整備等にあたっては、施設特性や教育分野への活用などを踏まえつつ、環境整備を含めた様々なデジタル化への取組みを進める中で、優先順位を見極めながら対応してまいります。

4 (5) ア

次に、チャット GPT の活用についてお答えします。チャット GPT については、業務効率化が期待できるツールであり、生み出された時間を相談業務などへ充てる

こと、ひいては区民サービス向上に繋がる可能性がある
と捉えております。

一方で、ご紹介の事例のように情報セキュリティ等へ
十分留意する必要があります。

そのため、導入にあたっては、目的や方針、対象範囲
などを明確化したうえで、適切なルール策定やシステム
構築を進め、職員が安心して「使いこなす」ことができ
る環境整備が必要であると考えております。

区では既に、大学や企業との連携事例も含め、情報収
集に努めているところですが、引き続き、国や東京都、
他自治体等の動向にも注視しながら、検討を進めてまい
ります。

4（5）イ

最後に、仮称DX推進室の設置についてお答えいたし
ます。

区では現在、情報政策課や各課の情報化推進員を中心
に、庁内横断的にDXへの取組として、RPAの導入・

内製化や、A I チャットボットの精度向上に向けた取り組みを進めております。

こうした取組みに加え今後は、D X 推進施策を最重要施策と位置づけ、新たなデジタル技術へ対応し、協働・連携による地域全体のデジタル社会の実現に向け、庁内のD X 推進体制強化のための専管組織の設置を、来年度に向け検討を始めたところです。

以上、お答え申し上げます。

いただきましたご質問・ご提言につきましては、その趣旨を踏まえ、課題を整理しつつ、検討を進めてまいります。

ありがとうございました。